令和４年１１月２日
総務部
税務課　不動産・軽油係
電話：027-226-2198　　内線：2198

# 高速道路ＳＡ等において軽油抜取調査及び広報・啓発活動を実施します

## １　概要

群馬県では、軽油引取税の脱税のみならず環境汚染や不正競争など多くの社会問題を引き起こす不正軽油を撲滅するため、年間を通じて燃料採取調査や各種広報を行っています。

今回は、軽油の流通や消費などに関係する民間団体と行政機関等で構成する群馬県不正軽油撲滅対策協議会の事業として高速道路パーキングエリア内で軽油抜取調査を、サービスエリア内で広報・啓発活動を行います。

## ２　実施内容

⑴　実施日時

**令和４年１１月２日（水）10:00～12:00（雨天中止）**

⑵　実施場所

ア　軽油抜取調査　北関東自動車道　波志江ＰＡ（東行き）
　　上信越自動車道　甘楽ＰＡ（下り線）
イ　広報・啓発　　関越自動車道　　赤城高原ＳＡ（下り線）

⑶　実施内容

ア　軽油抜取調査

群馬県警察の協力を得て、パーキングエリアに駐停車中のトラック等ディーゼル車両から燃料の採油調査を行います。不正軽油が発見された場合は、販売ルートや製造元を追跡調査します。

イ　広報・啓発

のぼり旗を掲示し、サービスエリア利用者に対しポケットティッシュを配布して、不正軽油の撲滅について啓発を行います。**この広報・啓発活動は、群馬県不正軽油撲滅対策協議会の構成員である民間団体も参加して実施します。**

※当該事業は県と NEXCO 東日本が平成 20 年 11 月に包括的提携協定を結んでいることに伴い実施するものです。

不正軽油の流通・使用は、環境汚染等を招き、生活環境を脅かします。
軽油には１ℓあたり 32.1 円の軽油引取税（県税）が課税されています。
不正軽油について情報をお持ちの方はこちらまでお願いします。

**群馬県不正軽油１１０番　電話０２７－２３１－２８０１**
～ぐんま電子申請システムから２４時間通報を受け付けています～

不正軽油通報フォーム

群馬県不正軽油撲滅対策協議会
群馬県石油商業組合、（一社）群馬県トラック協会、（一社）群馬県バス協会、
（一社）群馬県建設業協会、国土交通省群馬運輸支局、群馬県警察、群馬県